原発ゼロノミクス・シンポジウムVol.3
東電解体と賠償問題

歪められた「賠償」

2013年5月23日

渋谷商工会館･大研修室

除本　理史（大阪市立大学）

概要

- 東電の責任の「無自覚」から何が起こっているか
- 原発避難者の現状（避難者数、類型）
- 事故被害の特質～公害問題との比較
- 事故の被害構造～「引き裂かれた地域」
- 避難区域外の住民被害と「賠償」
- （強制避難者の問題、今後の動き、エネルギー政策への示唆）

※報告者の専攻：　環境政策論、環境経済学。公害・環境被害補償論、環境再生論。

3.11のときは東京の私大に勤務、「プチ自主避難」も経験）

東電の責任の「無自覚」から何が起こっているか

- 原賠法「無過失責任」～東電は「無過失」か？
- 加害者主導の賠償： 賠償範囲の限定、打ち切りも

pp.30-31、35-39

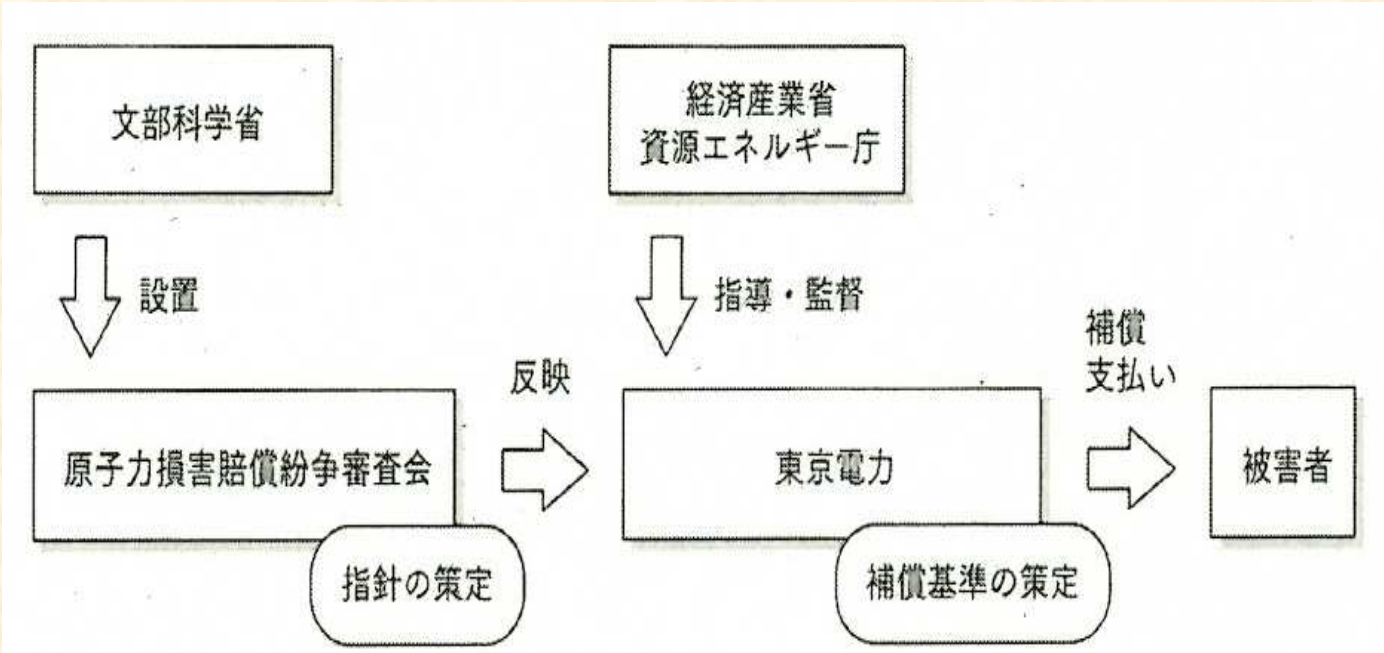

図1—紛争審の指針と東電の補償基準

政府の避難指示が出された区域

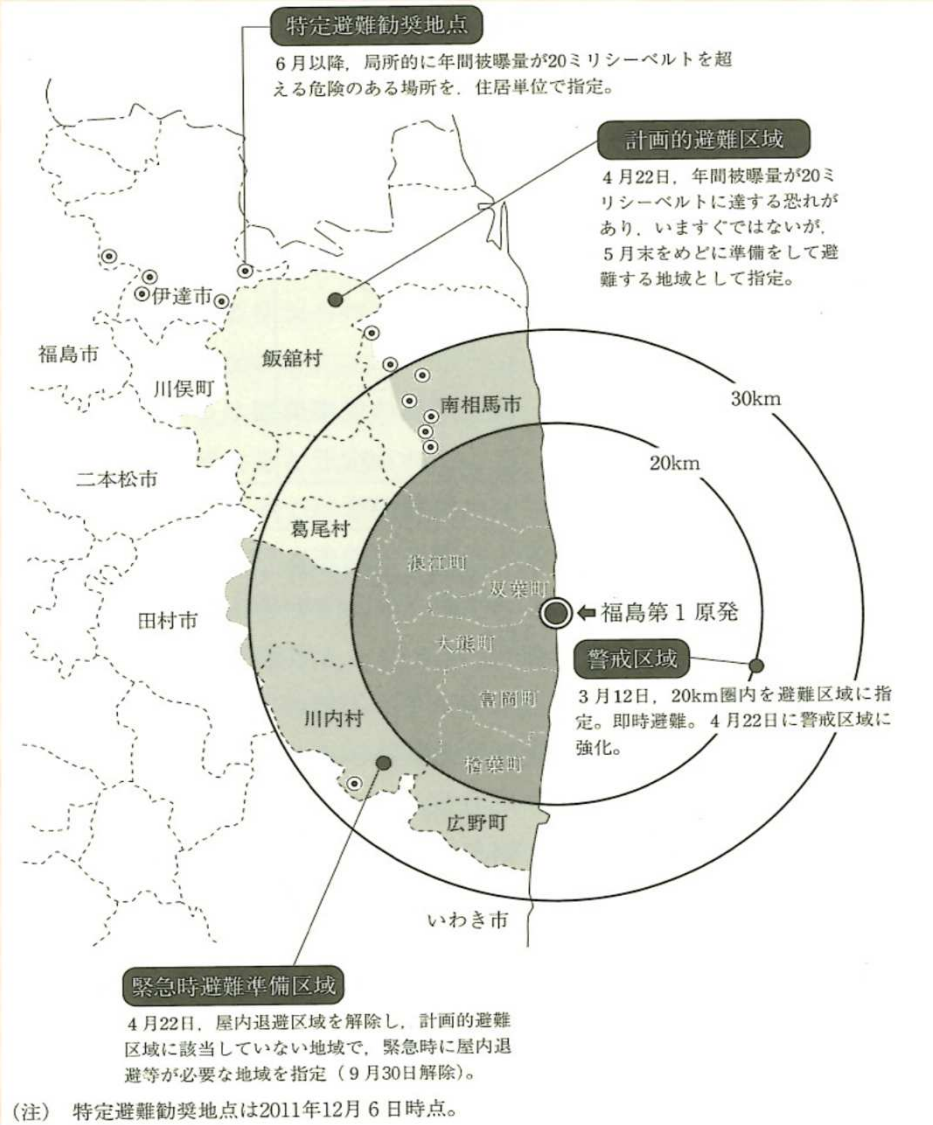

（注） 特定避難勧奨地点は2011年12月6日時点。

福島県の避難者数　p.25
避難先別

約**16**万人

県内の避難　約**9.8**万人

県外（全国）への避難　約**5.9**万人。

出所：復興庁（2013年1月）

原発避難の類型と避難者数
（避難元での区分）

- 福島県の避難者

  「強制避難」 約**11**万人（復興庁)

  「自主避難」約**5**万人（以上）

- 福島県以外からの「自主避難」

  人数不明 **N.A.**

この両者が「自主避難」

福島原発事故による被害の特質
p.27

- a）類例のない被害規模の大きさ
- b）被害の継続性・長期化
- c）生活・経済の根底からの
  全面的破壊

- 小島延夫（2011）「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」『法律時報』83巻9・10号

公害問題との共通性、異質性　p.27

- a)、b)の特質は、空間軸と時間軸で汚染が広がっていることを意味している。
- これまでの水俣病や大気汚染などの公害事件でも，広域に汚染が及んだり，汚染が長期に継続することがあった。

＊　ただし、今回の事故は深刻で、a)、b)の特質が著しいため、地域社会が丸ごと被害を受けるような状況が、面的に広がっている。

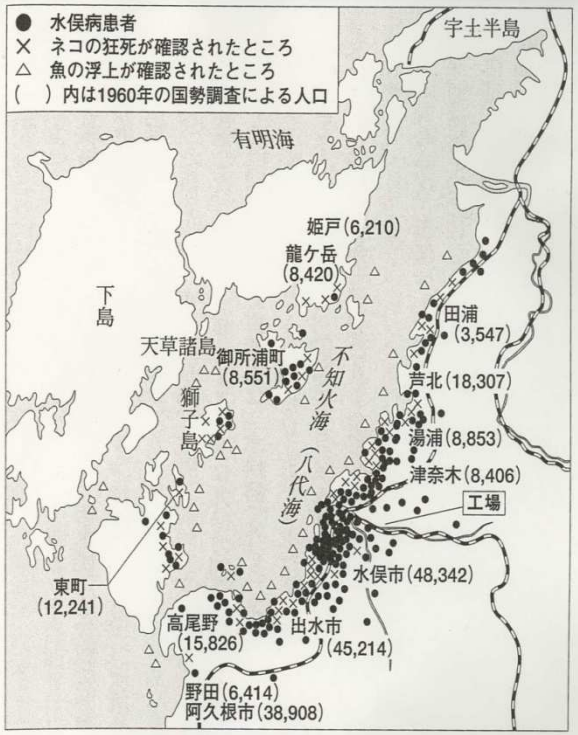

公害問題との共通性、異質性　p.27

- これまでの公害問題では、いくつもの町・村がいっせいに全住民と役場機能の移転を強いられ、自治体として存亡の危機に立たされるような事態は、戦前の足尾銅山鉱毒事件での谷中村のような例を除き、ほとんどなかった。

（今回の事故による役場移転は9町村）

- a)，b)の大規模性の結果としての、

c)の異質性　（量質転換）

＊避難区域内の自治体だけでなく、

「縮む福島」といわれるように全県的な問題

（　1)、2)を貫通　）

福島原発事故の被害構造(1)pp.27-8

- 「引き裂かれた地域」 ＝地域のもつ諸要素の「解体」
- 地域の意味

　一定の範域に、自然環境、経済、文化（社会・政治）という複数の要素が一体のものとして存在することで、人々の生産・生活の場として機能する。いわば諸要素の「束」である。

福島原発事故の被害構造(2)

- 原発事故により、地域のもつ諸要素がバラバラに解体され、避難住民は、そのうちどれを重視して移住先を定めるか、選択を迫られた。
- （例）生活の見通しはつかないが、福島を離れる。

これは、いいかえれば、「経済」要素よりも「環境」要素を重視し、県外避難を選択するということ。 ＝「究極の選択」（福島市渡利地区の女性の言）

福島原発事故の被害構造(3)

- 地域のもつ諸要素の「解体」

個人レベルでは: 「究極の選択」

家族レベルでは: 家族離散

地域レベルでは: 住民の離散と地域崩壊

福島原発事故の被害構造(4)

- 例としての「家族離散」
- 地域の構成要素のうちどれを重視するかが成員の間で分れており、かつそれらが同じ場所では充足されなかったり、あるいはまた、同一の構成要素を志向したとしても、各人にとって望ましい移住先が異なっていたりすることによって生じる。
- 前者の例～　いわゆる「母子避難」。「経済」と「環境」との間で、家族が引き裂かれてしまったことを意味している。

福島原発事故の被害構造(5)

- 住民たちは、先行きの見通しが立たない、きわめて不透明な状況の下で、人生設計に関する重大な選択を強いられている。
- 先を見通せない中で確実な選択をしようとするがゆえに、「ふるさとを捨てる」ことを覚悟せざるをえない人たちが増えている。これは、地域社会の崩壊を加速する条件となる。
- 「ふるさとの地」：金銭で代替できるものではない。

避難区域外の被害pp.32-4

- 「強制避難」区域の外側では、地域経済が一気に失われたわけではないし、自治体行政などの機能もそのまま。事故後ほどなく、従前どおりの「日常」が再開。
- しかし、だからこそ増幅される被害もある。避難指示が出ていなければ、いま住む土地に仕事がある人は、容易にそこを離れようとしない。そのため、夫を地元に残して、いわゆる「母子避難」となるケースがきわめて多い。

避難区域外の被害

今、福島市で子育てする人びとには「究極の選択」が突きつけられている。「将来の健康不安を抱えながら福島市で暮らす」のか、「生活の見通しはつかないけれど、福島市を出る」のか。でも、私たちは、それ以外の選択をしたい。「避難生活」も「福島市に住み続けること」も、どちらも安心・安全で自由に選択できる世の中にしたい。（『福島は訴える』47頁）

- この女性は、福島市のなかでも放射線量の高い渡利地区に住み、そこにとどまる選択をした。ただ自分の家に住みつづけているだけなのだが、そのことに大変な覚悟が求められる。

住民の避難と補償問題～「自主避難」

- 文科省の紛争審、中間指針（2011.8）
  自主避難者の被害は対象外
- 中間指針の追補（2011.12）

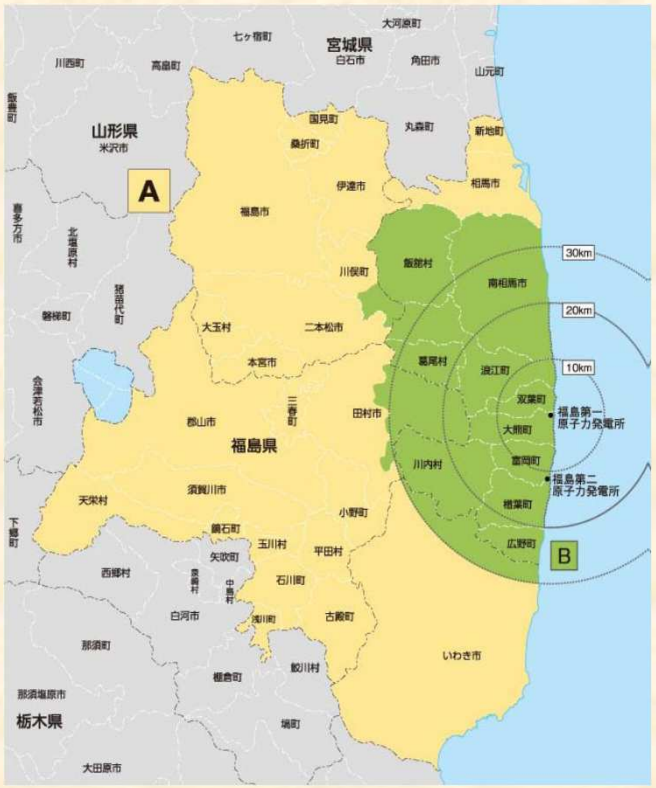

中間指針の追補（2011.12)

- 決定時の会場からの不規則発言
  あなたがた（紛争審委員）は8万円をもらって福島に住みたいと思いますか
  (p.33)

避難者たちの精神的苦痛

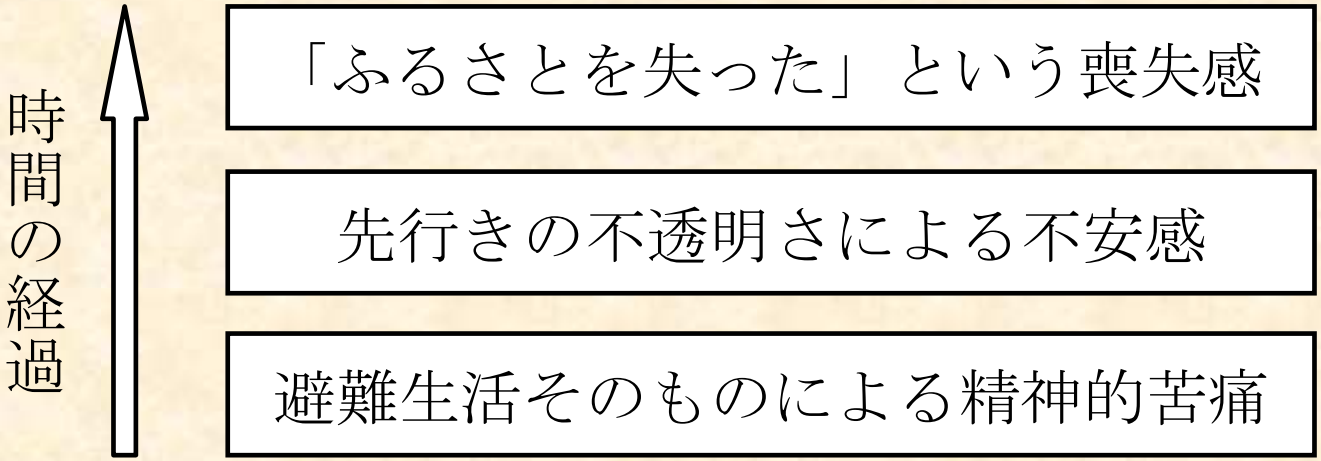

出所：筆者作成。

図３　避難者たちの精神的苦痛

今後想定される動き

○　不動産賠償基準のみなおし（6月下旬？）

エネ庁vs紛争審

○　避難指示解除→慰謝料打ち切り（早ければ来年にも）

エネルギー政策への示唆～福島原発事故のコスト

- コスト総額は未定。被害補償の総額は、被害のどこまでを補償するかという範囲によって異なる。
- それ自体が争点となっており、その決着が総額を決定する。